

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	屋外広告業物の違反に対する措置、勧告及び公表		
根拠法令及び条項	那覇市屋外広告物条例第8条、同条例第25条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市屋外広告物条例第8条、同条例第25条第1項 別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	平成24年12月28日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市計画部 都市計画課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

## 那覇市屋外広告物条例

### (違反に対する勧告及び公表)

第8条 市長は、広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該広告物等の広告主、管理者又は施工者に対し、第6条に規定する措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき勧告を受けたものが正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、勧告の内容並びに勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

### (違反に対する措置)

第25条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等の広告主、管理者又は施工者に対し、当該広告物の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又はその職員若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。